吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に規定する書面）

レジル株式会社

2025 年 1 月 31 日

2025 年 1 月 31 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
丸の内トラストタワーN 館 14 階
レジル株式会社
代表取締役社長　丹治　保積

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2024 年 12 月 16 日付けで株式会社 ARE マンション一括受電 355 との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 1 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 ARE マンション一括受電 355 を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2025 年 1 月 31 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求
吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求
吸収合併消滅会社に対し、株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続
吸収合併消滅会社は、2024 年 12 月 25 日付けで官報に公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社には知れている債権者はいないため、各別の催告は行いませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2024 年 12 月 25 日付けで官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記予定日

本合併の効力発生日である 2025 年 1 月 31 日から 2
週間以内に行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面）

（吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

レジル株式会社

株式会社 ARE マンション一括受電 355

2024 年 12 月 25 日

2024 年 12 月 25 日

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号
丸の内トラストタワーN 館 14 階
レジル株式会社
代表取締役社長　丹治　保積

東京都港区芝浦三丁目 4 番 1 号
株式会社 ARE マンション一括受電 355
代表取締役 土田　亮

吸収合併に係る事前開示書面

レジル株式会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）は、取締役会の決議を経て、株式会社 ARE マンション一括受電 355（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、取締役の決定を経て、両社間で 2024 年 12 月 16 日付け合併契約を締結し、2025 年 1 月 31 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併となります。

記

1. 吸収合併契約

2024 年 12 月 16 日付けで、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社と締結した合併契約書は「別紙 1」のとおりであります。

2. 吸収合併対価の定めの相当性に関する事項

効力発生日である 2025 年 1 月 31 日時点において、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は完全親子会社であるため、本合併に際して株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

吸収合併存続会社は、NTT アノードエナジー株式会社との間における 2024 年 11 月 29 日付け株式譲渡契約に基づき、2025 年 1 月 31 日付けで、NTT アノードエナジー株式会社から吸収合併消滅会社の普通株式の全てを取得する予定です。これにより、同日付けで、吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社となります。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 成立の日における貸借対照表

吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容は、「別紙２」のとおりであります。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

吸収合併消滅会社は、NTT アノードエナジー株式会社との間における 2024 年 12 月 16 日付け吸収分割契約に基づき、2025 年 1 月 31 日付けで、NTT アノードエナジー株式会社からマンション電力提供サービス事業に関して有する権利義務の承継を受ける予定です。

7. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙1（吸収合併契約書）



吸収合併契約書

レジル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ARE マンション一括受電355（以下「乙」という。）は、甲と乙の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（合併）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

第2条　（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所
　商号：レジル株式会社
　住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
　　丸の内トラストタワーN館14階

(2) 乙の商号及び住所
　商号：株式会社ARE マンション一括受電355
　住所：東京都港区芝浦三丁目4番1号

第3条　（合併対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条　（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲は、本合併により資本金及び準備金の額を増加させない。

第5条　（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年1月31日とする。ただし、合併手続進行の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本効力発生日を合意により変更することができる。

第6条　（合併の停止条件）

本合併は、NTT アノードエナジー株式会社及び甲間の2024年11月29日付け株式譲渡契約に基づき、甲が、乙の株式のすべてを譲り受けていることを停止条件としてその効力を生じ

る。

第7条　（株主総会決議）

1．甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第 796 条第 3 項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。

2．乙は、効力発生日の前日までに本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する乙の株主総会決議を求める。

第8条　（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、その財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条　（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議してこれを決定する。

（以下余白）

上記契約を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2024年12月16日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館14階
レジル株式会社
代表取締役社長　丹治　保積



会社代表印

乙：東京都港区芝浦三丁目4番1号
株式会社ARE マンション一括受電355
代表取締役　土田　亮



会社代表印

別紙２（吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容）

貸借対照表

令和6年12月13日 現在

株式会社ＡＲＥマンション一括受電３５５　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ流動資産	100	Ⅰ流動負債	0
現金及び預金	100	買掛金	
売掛金		短期借入金	
棚卸資産		未払金	
短期貸付金		未払法人税	
未収入		未払消費税等	
前払費用		前受収益	
貸倒引当金		預り金	
Ⅱ固定資産	0	Ⅱ固定負債	0
有形固定資産		長期借入金	
建物		退職給付引当金	
建物付属設備		預か保証金	
機械装置		負債合計	0
工具器具備品		純資産の部	
車両運搬具		Ⅰ株主資本	100
土地		資本金	100
無形固定資産		資本剰余金	0
ソフトウエア		資本準備金	
のれん		その他資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	0
投資有価証券		利益準備金	
関係会社株式		任意積立金	
繰延税金資産		繰越利益剰余金	
出資金		自己株式	
保険積立金		Ⅱ評価・換算差額等	0
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
		Ⅲ新株予約権	
		純資産合計	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100